法規的告示

○金融庁告示第四十六号

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第七十号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月八日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和八年一月九日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和七年十月十六日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。
別表	**別表**
号数 / 表題	号数 / 表題
［略］	［同左］
企業会計基準第41号 / 後発事象に関する会計基準	［項を加える。］
企業会計基準第42号 / 「中間連結財務諸表等の作成基準」の一部改正（その２）	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○金融庁告示第四十七号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第三項の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月八日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（一般に公正妥当な企業会計の基準）	（一般に公正妥当な企業会計の基準）
第一条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和八年一月九日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。	**第一条**　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「規則」という。）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和七年十月十六日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるものとする。
別表一（第一条関係）	**別表一**（第一条関係）
号数 / 表題	号数 / 表題
［略］	［同左］
企業会計基準第41号 / 後発事象に関する会計基準	［項を加える。］
企業会計基準第42号 / 「中間連結財務諸表等の作成基準」の一部改正（その２）	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

その他告示

○内閣府告示第八十号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第２款に規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年七月八日

内閣総理大臣　高市　早苗

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物

品種	名称	申請者
とうもろこし	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシＭＺＩＲ260系統	シンジェンタジャパン株式会社